

令和 2 年 第 7 回農業委員会総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
議案第 1 号	1	農地法第 3 条による許可申請について	R2.7.1	許可
	2	農地法第 3 条による許可申請について	R2.7.1	許可
議案第 2 号	1	農地法第 5 条による許可申請について	R2.7.1	承認（進達）
	2	農地法第 5 条による許可申請について	R2.7.1	承認（進達）
	3	農地法第 5 条による許可申請について	R2.7.1	承認（進達）
議案第 3 号	1	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について（使用貸借権）	R2.7.1	承認
	2	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について（使用貸借権）	R2.7.1	承認
	3	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について（使用貸借権）	R2.7.1	承認
	4	農業経営基盤強化促進法による利用権設定について（使用貸借権）	R2.7.1	承認
議案第 4 号	1	非農地証明願いについて	R2.7.1	許可
	2	非農地証明願いについて	R2.7.1	許可
	3	非農地証明願いについて	R2.7.1	許可
	4	非農地証明願いについて	R2.7.1	許可
報告	1	農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について	R2.7.1	受理

令和2年 第7回農業委員会総会議事録

1・会議名

有田町農業委員会 第7回総会

2・日時

令和2年7月1日(月) 午後15時00分～16時01分

3・場所

有田町庁舎3階 第4・5会議室

4・付議事項

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条及による許可申請について 2件

議案第2号 農地法第5条及による許可申請について 3件

議案第3号 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について 4件

議案第4号 非農地証明願いについて 4件

報告事項 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 1件

その他 農地利用状況調査について

5・出席者

農業委員

議席番号	出欠	委員名	議席番号	出欠	委員名
1	○	川尻 宗代	6	○	山口 則久
2	○	古川 法秋	7	○	廣 和隆
3	○	山口 輝雄	8	○	堀 哲男
4	○	田代 美由紀	9(副会長)	○	岩永 嘉之
5(会長)	○	藤 俊信			

農業委員会事務局

山口政幸 永尾由美子 前田栄治

○農業委員会総会議事録

○事務局

定刻になりましたので、只今から令和2年第7回有田町農業委員会総会を開会いたします。はじめに藤会長より、ご挨拶をお願いいたします。

○会長挨拶

皆さんこんにちは。今日は梅雨の中休みという事で非常にいい天気恵まれて気持ちも爽やかな気持ちでございます。また、田植えも済まれて皆さん方一安心というところだと思えます。しかし、今年は大雨が二日続けてきたということで水田がどうなるかと心配されましたが、大きな水害もなかったように感じているところでございます。それからコロナウイルスも佐賀県は収束したかに思えますが、東京では50人ほど陽性があったと報道されています。我々も十分注意しながら生活していく必要がありますね。

本日の件数は先月よりも多くなっています。できる限り時間を短縮して行いたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○事務局

ありがとうございました。

只今の出席委員は9名中9名です。

定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは有田町農業委員会会議規則第3条により議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は藤会長をお願いいたします。

○議長（会長）

日程第1議事録署名委員の指名を行います。有田町農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。（異議なしの声）

それでは本日の署名委員は、3番（山口輝雄）、4番（田代美由紀）委員にお願いします。

審議に入る前に18条合意解約の報告を先に行いたいと思います。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

親子で結ばれていました契約を双方合意にて解約されます。以上報告します。

○議 長（会長）

日程第2議案第1号農地法第3条規定による申請1番から議題とします。

なお、議案第4号非農地証明願申請1番が関連しますので併せて事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

譲渡人は譲受人の兄です。1枚の圃場が兄弟名義の割田で名義を整理するため申請されます。

○議 長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

申請地は、〇〇〇地区になります。譲受人さんの宅地の周辺で、譲渡人さんとはご兄弟です。お父さんから相続される際にそれぞれ相続されていましたが、弟さんの住宅周辺にお兄さんの土地があったことから今回申請されると聞いています。非農地については、宅地の一部となっています。また、農地は、兄弟の割田となっているのを弟さんにと整理をされたいという事です。問題ないかと思われます。

○議 長（会長）

地区委員さんで補足説明がありましたらお願いします。

○3番委員

お兄さんから整理を行いたいと相談を受けました。問題ないと思われます。

○議 長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

採決は別々に行います。

議案第1号農地法第3条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は許可されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願い申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番について、許可されました。

続きまして、議案第1号農地法第3条規定による申請2番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

共有名義の所有者の方から相談を受けられ申請となっています。

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○6番委員

申請地は、〇〇〇地区の〇〇〇傍です。一体を圃場整備されほとんど営農組合が管理されています。農地を農地のままであり問題ないかと思われます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

○8番委員

圃場整備してある土地ですが、価格が安いように思えますが。

○事務局

通常、事務局では圃場整備で反当り100万からとお尋ねがあった際は申し上げていますが、最終的には双方にて協議され価格を決められていますので、安いのではとも言えません。

○3番委員

〇〇〇地区は、農地の負担金等徴収があっていませんか。土地持ち非農家でも取られるのは取られるでしょうし。

○8番委員

管理費は高くはないでしょう。

○議長（会長）

農地に限らず、土地を手放したい方はいらっしゃるでしょうし。

他に質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第1号農地法第3条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により許可されました。

続きまして、議案第2号農地法第5条規定による申請1番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

国道の道路拡張に伴う移転先となる住宅の建設となります。申請土地の相続登記が完了しておらず、相続人代表者としての申請となります。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○6番委員

申請地は、〇〇〇の〇〇〇から400メートルほど下ったと言った方が場所がわかりやすいかと思います。事務局から説明がありましたとおり

〇〇〇駅国道202号線拡張工事が今後行われますが、202号線沿いに住宅をお持ちで工事に伴い移転が必要という事です。移転先も長年住み続けた地区を離れたくないと地区の方々に土地の相談をされ、土地所有者の方と話が出来たという事です。申請地は作付けされておらず、草刈り管理をずっとされていましてので土地の利用としては問題ないかと思われま。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請1番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請1番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条規定による申請2番について議題とします。

事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

現在、工場敷地に駐車場を設けてありますが、敷地が手狭となったことから駐車場拡張のため申請されます。

○議長（会長）

説明が終わりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

申請地は、切南線沿いの〇〇〇から西へ100メートルほど行った〇〇〇工場のちょっと手前になります。こちらは、畑地ですが作付けされておらず、ずっと草刈り管理をされていた土地です。道沿いでもありますし、〇〇〇のすぐ下という事もあり畑地として利用はされていませんので土地の有効利用と思われます。雨水対策も講じられるという事ですので問題ないかと思われます。

○議長（会長）

地元委員さんの補足説明がありましたらお願いします。

○3番委員

相談は受けてはいないんですが、現地確認委員さんが言われます通り何年も作付けされずにいる土地です。有効活用としてはいいかと思えます。

○議長（会長）

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請2番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条規定による申請3番について議題とします。
事務局より、説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

婚姻に伴い住宅を建設されます。周辺の分筆登記が終了したことから申請されます。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

申請地は、〇〇〇さんから〇〇〇の方へ270メートルほど行った道路添いの土地になります。最近よく議案として扱われる周辺ですね。道路沿いには住宅が立ち並び、宅地としてはもってこいの土地ではないでしょうか。ここも作付けはされておらず草刈り管理だけなされていますし有効活用としていいかと思われます。雨水等の排水先も道路側溝があり問題ないかと思われます。

○議長（会長）

質問のある方は、挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第2号農地法第5条の規定による申請3番について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請3番は、許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の町長に対する要請1番から4番について、議題といたします。
事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

以上、計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法規定の要件を満たしていると考えます。

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いするところですが、事務局にて事前確認されていて問題ないということです。

お茶園に関して、岩永副会長補足説明がありましたらお願いします。

○9 番委員

事務局からも説明がありましたように、コロナ対策支援を行う上で未契約分を今回正式に契約を行います。それぞれ合併前は契約を結ばれていましたが、相続等にて所有者が遠方になられたりで契約が結びづらくなったと聞いています。県内お茶生産農家はこのコロナで売れず嬉野地区から強力な要請が行われ、県内のお茶生産農家も同様に対応していくと JA の説明会にて話があり、更新せずにいた生産者にて今回改めて新規にて申請されます。

○議 長（会長）

コロナ対策支援を受けるために正式に利用権設定をされるという事ですね。

○9 番委員

県内それぞれの JA にて取りまとめる際に、耕作の有無がわかる農業委員会事務局発行の耕作証明書が必要となります。今回の申請分は更新されていなかった事から発行が出来ずお茶生産農家が集まり提出する事となりました。

県内はもとより全国からの申請を行い、国にいくらかでも支援をしていただきたいものです。

○議 長（会長）

質問がある方は挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第3号要請1番から4番について集積計画の作成を要請することに賛成の方は、挙手を求めます。

全員賛成により要請1番から4番は承認されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願申請2番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

昭和53年頃に住宅建設された際に駐車場として造成されています。

○議 長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○2番委員

申請地は、切南線の〇〇〇公民館交差点から100メートルほど下った東側の土地になります。住宅の前に駐車場として先までコンクリート舗装してあって、勿論畑として使えるような状況ではなく始末書も提出されていて特別問題はないかと思われま

○議長（会長）

質問がある方は挙手を持って質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号申請2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請2番について、許可されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願申請3番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

転用許可を受けて〇〇〇を建設されていますが、現在まで地目変更登記がなされずにいました。

○議長（会長）

説明がおわりました。

現地確認委員の確認説明をお願いします。

○6番委員

申請地は、〇〇〇の畜産団地で〇〇〇さんと〇〇〇さんの〇〇〇の間道を70メートルほど下ったところになります。建物はまだ建っていて〇〇〇であった痕跡があり、現在は倉庫として利用されています。問題ないかと思われま

○議長（会長）

私の地元でもありますが、〇〇〇を数年前に廃業されています。以前に許可を受けてあり地目変更がされていなかったという事で特段問題は無いかと思われま

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号申請3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請3番について、許可されました。

続きまして、議案第4号非農地証明願い申請4番について議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局

～議案書を朗読～

現住宅進入路は、隣接者が住宅建設をされる際に転用許可を受けてあり、その後、必要に応じて隣接者と分筆交換をされています。

○6番委員

申請地は〇〇〇地区の〇〇〇から80メートルほど行った〇〇〇の真向かいになります。申請地は、航空写真でも確認出来ますように進入口・車庫・庭となっていて、現状復旧は無理です。問題ないかと思われま

○議長（会長）

質問がある方は挙手をもって質問してください。

質問ありませんか。

質問がないようでしたら、採決に移ります。

議案第4号申請4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により申請4番について、許可されました。

以上で、本日の議事事項については、すべて終了しましたが、その他、ございませんか。（無しの声あり）

これにて、令和2年第7回有田町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れ様でした。

次回は、8月3日（月）の予定です。

総会 16時01分終了

上記は会議録として書記の記載するとおりであるので、ここに署名する。

有田町農業委員会会長 署 名 藤 俊信

署 名 3 番 山口 輝雄

署 名 4 番 田代 美由紀

書 記 永尾 由美子

※署名につきましては、別紙原本にて行っています。

※この議事録は、公開用に作成をしている為、個人情報に配慮し公開しています。